

ID: 1851

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	一の所有者による移動等円滑化施設協定の認可(第50条の準用)
法令名称 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第51条の2第3項
法令番号	平成18年法律第91号
【根拠条文】 第51条の2 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の土地所有者等は、その全員の合意により、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる案内所その他の当該土地の区域における移動等円滑化に資する施設(移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成するものを除き、高齢者、障害者等の利用に供しない施設であって移動等円滑化のための事業の実施に伴い移転が必要となるものを含む。次項において同じ。)の整備又は管理に関する協定(以下この条において「移動等円滑化施設協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合(当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。)においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。 2 移動等円滑化施設協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 移動等円滑化施設協定の目的となる土地の区域及び施設の位置 (2) 次に掲げる移動等円滑化に資する施設の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの イ 前号の施設の移動等円滑化に関する基準 ロ 前号の施設の整備又は管理に関する事項 (3) 移動等円滑化施設協定の有効期間 (4) 移動等円滑化施設協定に違反した場合の措置 3 前章(第41条第1項及び第2項を除く。)の規定は、移動等円滑化施設協定について準用する。この場合において、第43条第1項第3号中「第41条第2項各号」とあるのは「第51条の2第2項各号」と、同条第2項中「、移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「、第51条の2第2項第1号の区域(以下この章において「移動等円滑化施設協定区域」という。)」と、「移動等円滑化経路協定区域内」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域内」と、第44条第1項、第45条、第46条、第47条第1項及び第3項、第48条第1項並びに第50条第1項及び第4項中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域」と、第46条及び第49条中「第41条第1項」とあるのは「第51条の2第1項」と読み替えるものとする。 【基準】 準用規定法第50条の規定による。 (一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定) 第50条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。 2 市町村長は、前項の認可の申請が第43条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等	

円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

- 3 第43条第2項の規定は、第1項の認可について準用する。
- 4 第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して3年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第43条第2項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

標準処理期間	40日		
備考			
設 定 年 月 日	平成31年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日